

春季休業中の生徒、保護者の皆さんへ

令和7年3月
潮来高校生徒指導部

1 問題行動等の防止について

(1)喫煙、飲酒、タトゥー等及び薬物乱用、闇バイト等の防止

喫煙、飲酒、タトゥー等及び、危険ドラッグ、大麻、覚醒剤等は心身への甚大な影響があります。また、闇バイト等の勧誘があっても決して誘いに乗ってはいけません。

※高校生が薬物所持や闇バイト等で逮捕される事件が発生しています。怪しい誘いや不審なメールがあった場合は警察や学校に相談して下さい。

(2)携帯電話・インターネットの使用

携帯電話等の使用にあたっては、公共の場での使用マナーを守る。有害サイトへのアクセスをしない。有料ゲームサイトをむやみに利用しない。個人情報や個人に対する誹謗中傷をメール等で送信しないこと等ルールを決めて適切に利用すること。また、SNS 等を利用して知り合った人には絶対合わないこと。

※本校においても SNS への不適切な画像の投稿によりトラブルが発生しています。お子様がXやインスタグラム等を利用している場合は内容を確認してご指導下さい。

(3)夜間外出・外泊等

夜間外出・外泊、危険箇所や不健全な場所への出入りをしないこと。

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」により保護者同伴であっても、青少年(高校生)の深夜外出は禁止されています。『深夜』とは午後11時～午前4時

※高校生が関わる重大事件、事故は深夜の時間帯に多く発生しています。被害者のみならず加害者となることもあります。保護者の皆様は監督義務者としてお子様が外出しないようご指導下さい。

(4)いじめ等の防止

「いじめは絶対に許されない行為である」との強い認識を持つこと。「犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等、学校だけで対応できない事案は警察と連携して対応いたします。」

加害者にとってその気がなかったといっても、被害者がいじめられていると感じればいじめになります。特にインターネット上のいじめは名誉棄損罪や侮辱罪にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解すること。

また、困ったことがあれば、身近な信頼できる大人へ相談すること。相談が難しい場合は、以下の窓口に相談すること。

子どもホットライン
24時間子ども専用ダイヤル
TEL 029-221-8181

子ども
SNS相談



いじめ・体罰解消サポート
センター【鹿行地区】
TEL 0291-33-6317



(5)万引きの防止

「万引きは、金額の多少によらず、社会において許されない犯罪行為である。」ということをしっかりと認識すること。万引きは窃盗罪です。刑法 235 条で（10 年以下の懲役または 50 万以下の罰金）逮捕されることもあります。

(6) 暴走族対策

例年、長期休業中に暴走行為が発生しており、未成年が逮捕される事案も発生しています。また、暴走族と暴力団のつながりが大きな社会問題となっています。暴走を「しない、させない、見に行かない」のスローガンのもと暴走族と関係を持つことがないようにすること。

(7) 危険な行為等について

ナイフ、ライター、クロスボウ等の危険物を所持・携帯しないようにすること。
エアガン等の危険性のあるものは、取り扱いに十分注意を払うこと。特にクロスボウについては、銃刀法の改正により、その所持が原則禁止になっています。

(8) アルバイトについて

アルバイトを許可されている生徒は、アルバイト申請書の内容や勤務時間で実施して下さい。勝手に変更は出来ません。また、アルバイト先でトラブル等があった場合は必ず学校へ連絡して下さい。

また、「闇バイト」や「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」と関連する事案が報告されています。SNS を使い、「高額バイト」「高収入・簡単」といった言葉で安易に申込み、犯罪に巻き込まれてしまったケースも多くなっています。怪しい誘いには絶対にのらないで下さい。

2 安全指導について

(1) 交通事故の防止

【自転車】

「スマートフォンを操作しながら」「イヤホンで音楽を聴きながら」等の『ながら運転』や歩道上を危険なスピードで走行するなどの危険運転が問題になっており、全国では、自転車での死亡事故も発生しています。ルールとマナーを守り安全に運転してください。

道路交通法の一部改正（R5. 4. 1）により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。
本校でもヘルメット着用を推奨していきます。ご家庭のご理解・ご協力をお願い致します。

【バイク】

生徒の生命、身体を事故から守るという立場から、本校でのバイク免許取得は原則禁止にしています。ご家庭のご理解・ご協力をお願い致します。

※免許取得許可の条件につきましては担任に確認して下さい。

(2) 不審者対策

声かけ、露出、つきまとい等については、人のいる方へ逃げるなど、自分で危険を回避できるようにすること
また、不審な人の話しかけに応じないようにして、速やかに警察に通報して下さい。

(3) 災害対策

地震・津波・竜巻・雷・豪雨等の非常災害における日常的な備えを行うとともに、自らの安全を確保する行動がとれるようにすること。休業中は家庭での生活が中心となります。災害時の連絡方法や避難場所等について家族と十分に話しあって下さい。

保護者の皆様へ

春季休業中、健康で安全な生活が送れますようご家庭でのご指導をお願いいたします。
また、不安なことや不明なことがあった場合には、学校にご連絡ください。

潮来高等学校 TEL 0299-66-2142